

## 神田明神の信仰と祭礼

—平将門伝説、神事能、奉納芸能など—

石 黒 吉次郎

### 一 神田明神の神事能

謡曲に「将門」という作品がある。番外謡曲である。

陸奥より上洛を志して出てきた旅僧（ワキ）が、白河の関を越え、秋の武蔵野へとやって来る。夕暮れとなり、古びた神社を見つけ、その夜は神前で通夜をすることになる。そこへ老翁（前シテ）が現れる。旅僧の問いに、老翁は神社に仕える宮人と名乗り、ここが神田明神であることを教えて、月の光の中で、そのいわれを語り始める。

—昔、朱雀院の御宇、承平の頃、平将門は勅命に従わず、意のままに振る舞っていた。将門は、自分は桓武天皇の子孫であるから差し支えはないと、下総の国猿島の郡石井の郷に都を置き、平親王と称して、あたかも天子のごとくであった。将門はすぐに京都へ攻め上り、天下を奪おうとしたが、日本は土も木もみな天皇のものである国であるから、ほどなく帝の御運が開け、将門は退治されてしまった。—

そのうち老翁は、自分がその将門であり、当社の神体であることを旅僧に明かして、社壇の扉を押し開けて、神殿に入っていた。

やがて旅僧の前に将門の霊（後シテ）が現れ、昔の誤れる一念をひるがえし、今は御代を守り、五穀成就をも

たらず神となっていることを告げて、舞樂を舞い、御代をことほぐ<sup>1)</sup>。

この謡曲は、室町時代の能樂伝書、演能記録はもとより、江戸時代の観世・宝生・金春・金剛・喜多の五流の大夫による書上や、各藩の能番組にも見えず<sup>2)</sup>、あるいは詞章のみで終わったものかもしれないが、平将門を祭る神田明神は、能樂とは関係の深い神社でもあった。

承平の乱後の平将門伝説については、梶原正昭・矢代和夫両氏の『将門伝説』（新読書社、昭和五十年）がよく利用され、その後村上春樹氏が広い地域にわたって将門伝説を調査されて、『平将門伝説』（汲古書院、平成十三年）としてまとめられた。将門の直系を称される谷本龍亮氏の『平将門は生きていた』（叢文社、平成九年）も興味深い内容である。

神田明神の歴史については、廣文庫の「神田明神」の項に基礎的な史料が載せられている。それらを参考にする<sup>3)</sup>と、まず享保十三年（一七二八）大道寺友山が著した見聞記『落穂集』巻二・神田明神の事に、

一 問曰、右神田明神の祭礼の節、神事能興行と申ハ古来よりの事の様に承るか、但近来より初まりたる事かとあり、これに対し次のように続いている。

答曰、神田祭礼と申ハ、右申通りの趣に候得ハ、古来より神事能などのあるへく様ハなく候。我等承り候ハ、京都に於て、関白秀吉公の時代に、暮松大夫と申たる者有之。殊外秀吉公の氣に入にて、四座の者共の触かしらのやうに有之候処に、子細有之、上方の徘徊を相止て、当地へ罷下ると也。その節にハ、名有る猿楽共の、江戸下りを仕る義、いさ、か成る折節、暮松大夫不慮に罷下り候に付、武家町家によらず、乱舞に数寄たる輩は、何れも暮松大夫を馳走仕候。中にも大伝馬町に罷在候五雲香と申町人、乱舞を好を以て、別て暮松を取持、町年寄佐久間杯の子供迄をも暮松か弟子に引き付て、我居宅の内に舞台を志つらひ、稽古能の興行を初、其後相談をいた

し、暮松か助成の爲、神田の社の中に於て神事能を初め候節、町年寄共のはたらきを以、江戸中より出金を出させ、夫を取りあつめ、暮松方へ遣候を以、心安く渡世仕るとなり。<sup>3)</sup>

関白豊臣秀吉は金春安照、そして手猿楽の出身で金春家の弟子となっていた暮松新九郎を重用していたことが知られているが、ここに言う暮松大夫とは、その暮松新九郎のことを指すのであろう。事情があつて上方にいられなくなつて江戸へ下り、素人の弟子を取つていたが、やがて神田明神で神事能を興行するようになったという。さらに『落穂集』には、

其後、右の暮松相果、子供幼少故能興行も相止る所に、関ヶ原御一戦以後の義は、四座の者共も御当地へ罷下り候に付、神田神事能の儀を再興いたし、観世大夫方へ相頼み可申と有之候所に、北条家繁昌之節、北条氏直、能の師匠として、保生四郎右衛門と申者を招き申さるゝに付、保生大夫、上方をハ、病氣故隠居いたす旨申立、小田はらへ下り、氏直の舞を指南仕候より事起り、小田原中悉く保生流と罷成り候処、天正十八年に至り、北条家断絶故、氏直扶持人の役者を初め、町方の乱舞を教寄候者迄、悉御当地へ罷出、渡世仕り居申内に、右の通り暮松大夫罷下り、神事能初るに付、小田原崩の役人共、右の能に出、相勤るを以、保生大夫義をヒイキいたし、暮松大夫跡代りに取持となり、実不実の段ハ不存候へ共、我等弱年の節、去る老人の物語にて、承りたる趣に候也。右暮松大夫の子孫ハ、今程ハ太々神楽を打候頭となりて居申候となり。

と記している。関ヶ原の合戦の後、大和猿楽四座が徳川幕府のある江戸へ下つてきて、由緒を誇る神田神事能を再興するに至つた。それ以前、小田原の北条氏は宝生大夫に能を学び、このために小田原の地では宝生流能楽が広く行われるようになった。天正十八年（一五九〇）北条氏が滅んだ後は、小田原から能楽関係者が多く江戸に下つてきて、暮松大夫の能に出勤した。そのうち宝生大夫の能がもてはやされて神田神事能を勤めるようになり、従来これを担つ

ていた暮松一族は、以後神田明神の太々神楽を打つ頭の家となったという。謡曲「将門」から少しそれたが、この謡曲は実際に神田明神等で演じられたかどうかはともかく、やはりこの神社が能楽と縁が深かったことを反映して創作されたもののように思われる。「太々神楽」はもと代神楽・代々神楽の意で、伊勢神宮に代参する代わりになつたもので、村々をまわつて神楽を奏するもので、各地に残り、関東・東北では「太々神楽」と記されるようになったものである。猿楽は舞楽とも神楽とも近い関係にあると見做されて面があり、これは世阿弥の『風姿花伝』第四神儀云にも見えていることであつた。

神田明神が能楽と関わりが深かつたことは、その縁起にも見えている。『武陽神田神廟記』に、

欽稽、神田祠一殿二座、左は国造大己貴命而、右相殿は平親王将門公霊也。……凡当社神事能者所<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>北条記<sub>一</sub>。明神託、(時世不<sub>レ</sub>詳)雖<sub>二</sub>諸祭祀多<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>舞楽<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>茲每年九月十八日有<sub>二</sub>神事能<sub>一</sub>。上杉修理大夫藤原朝興武蔵国守而居<sub>二</sub>江城<sub>一</sub>。大永四年甲申北条左京大夫平氏綱攻<sub>二</sub>江城<sub>一</sub>、上杉泯滅而氏綱治<sub>二</sub>武州<sub>一</sub>。此故申年無<sub>二</sub>神事能<sub>一</sub>。而翌年勤<sub>レ</sub>之。蓋是称<sub>二</sub>吉例<sub>一</sub>也。其以来隔年執<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>。山城国八幡山下暮松猿楽下向、而住<sub>二</sub>江城下<sub>一</sub>勤<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>。本朝通鑑亦載<sub>レ</sub>之云云。按、所々神田未<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>神事能<sub>一</sub>之。是乃以<sub>二</sub>当社之霊隆盛<sub>一</sub>之故也。<sup>4)</sup>

とあつて、これによると神田明神では、大永四年(一五二四)以前より、舞楽奉納として九月十八日の祭祀に能楽が演じられていた。この「舞楽」は舞楽の意味ではなく、これは中世における法楽芸能としての歌舞のことである。猿楽は広義の舞楽とされていたのである。後北条氏が江戸城を攻めて上杉氏を滅ぼした年には能を演じなかつたが、翌年より再び演じ始め、以後隔年に催していた。そこへ山城国石清水八幡宮の山下出身の暮松が下向し、その神事猿楽を担当するようになったとしている。神田明神で、舞楽として猿楽を奉納していたということは、謡曲「将門」で、将門の霊(後シテ)が夜遊に雅楽系統の舞楽を舞うこととも関係するであらうか。もつとも能では世阿弥の「高砂」

のごとく、後シテが舞樂を舞うという形式はよく見られる。さらにそれは中世の『多武峰延年詞章』の大風流の終末部にも見られる構成で、両者は関係があるであろう。またこの謡曲では、怨霊としての将門と五穀豊穡の神大<sup>おちあむらの</sup>貴命<sup>みこと</sup>とが混同されていることも注目される。こうして所々の神田では能樂奉納はないのに対し、この明神のみは神事能があることが誇りとされていた。

ただし、その実際の内容については、あまり明確ではない。斎藤月岑の『武江年表』によると、東洋文庫本『増訂武江年表』の索引から、神田明神の祭礼については、天和元年、元禄元年、宝暦十三年、明和二年と、二十七例を拾うことができるが、天和元年（一六八一）の記事では、山王と神田の祭礼は毎年行われていたが、この年より隔年となったことを伝える。これはこの年の全国的な飢饉によるものであるうか。元禄元年（一六八八）九月には、神田明神の神輿練物が始めて江戸城内へ入ったという。このほかの記事では、祭礼延引のことなどが見えるが、寛政三年（一七九二）九月十五日の記事には、神田明神の祭礼には、山車のほか、太神樂、独樂回し、子供相撲のみで、落書に「御祭は目出たひひれの御吸物出し計にてみどころはなし」とまで言われた。この時は名物の太神樂はあったものの、既に能樂奉納は退転していたのであろう。安政二年（一八五五）には、従来のように山車、練物、神輿ともに城内に入るに及ばず、産子の町々を好きなように渡してよいこととなったという。安政六年には以前の通り、車<sup>だし</sup>樂、附祭練物、御雇太神樂、独樂廻し等がみな御廓内へ入ったという。

『武陽神田神廟記』にいう『北条記』（『北条五代記』）には、その巻四の四・神田神事能の事、江戸の城はじまる事に、

聞しハ今、江戸神田明神の由来を当所の古老物かたりせられしハ、桓武天皇六代孫陸奥鎮守府前將軍從五位下平朝臣良將次男、相馬小次郎將門といふ人、朱雀院御宇承平二年壬辰、東国にをいて叛逆をくはたて、伯父鎮守府

の將軍良望、後ハ常陸大掾平国香と改名す。かれを亡し、関八州を志たかへ、下総の国相馬の郡に京を立、百官を召仕、逆威をふるひ、平親王とみつから称す。身ハくろかねにて、矢石もた、す、鬼神の來現したると、見る人間人をそれざるハなかりけり。……同（承平三年）二月廿四日、將門ハ秀郷か為に討れぬ。又或説に、將門悪逆無道ゆへ、天より白羽の矢一筋降て、將門かみけんに立、秀郷に誅せらるともあり。……然は其後世にさとし様々有て、天地變異し、やん事なし。是將門か怨念によつてなりと世上に沙汰しければ、さあらは神にまつり、將門か心をなくさめよとの宣旨によつて、武藏国豊島の郡江戸神田明神にいほ給ふ。それより天下の怪異も志つまり、国土安全に民もさかへたり。……然所に能の祭ハ江戸神田明神に限りたり。それいかにとなれハ、神田明神の御託宣に、「我朝に能はしまる事、地神五代あまてる御神の時、天の岩戸の前にて、八百万神あそひ、朝倉返し、神樂歌をそうし給ひしよりこのかたはしまれり。……わか氏子とも、いかなる祭祈禱をなすとも、能の舞樂にハ志かし」と有しより、毎年九月十六日に神事能あり。……然る所に上杉修理太夫藤原朝興ハ、武藏の国主として江戸の城にまします。大永四甲申の年、北条左京大夫氏綱江城をせめ落し、上杉を亡し、武州を治め給ふ。是によて申の年神事能なくして、次の年に神事能あり。「是吉例なり」と氏綱仰有てより以来、年中一年へたて、三年目ことに神事能あり。京の八幡に、神といふ舞樂堪能の者あり。此人下て江戸を居住とし、三年に一度の神事能をつとめ、今にたへす。……<sup>5)</sup>

とある。ここでは、神田明神が平將門の怨靈を祭るものであるという縁起を述べているが、その將門は体が鉄できているという鬼神のような人間離れた存在で、これが秀郷という百足退治で有名な武將に討たれた、あるいは天に討たれたのだという。これは下総の相馬郡の伝承とも異なる江戸の將門觀ということができよう。御伽草子や能の怪物退治物と同じようなイメージがあるようである。村上春樹氏によれば、將門の鉄身伝説は、神田本『太平記』卷二

十・義貞朝臣山門贈牒状事が早い例で、江戸時代にはこれが広く知られ、極端に誇張されたという。<sup>6)</sup>

能楽の奉納については、二月六日の春日若宮祭に四座の猿楽が出動していた例が示され、関東では神田明神のみが猿楽を奉納していることを誇りとしているが、そのいきさつは明確ではない。どの座が担当していたのかも定かではない。ともかく関東ではこの神社のみが猿楽と関わりがあったというのであるから、あるいは関東での唯一の猿楽の座で、鎌倉時代の鎌倉猿楽の系統を引いていることも考えられる。この猿楽奉納は、江戸城にいた上杉朝興に保護されていたのであろうが、これを滅ぼして江戸城に入った後北条氏の氏綱によつて継承され、この書では以後一年を隔てて能を奉納するようになったとしている。京の八幡にいた猿楽師の神という者は、『落穂集』等という暮松に相当する者であろう。

神田明神での神事能の退転については、喜多村信節の随筆『嬉遊笑覧』巻七に、『事跡合考』を引いて

山王祭礼は、元和の後、御産土うぶすなとして上覧あり。神田明神祭礼上覧し給ふ事は、元禄中よりの新儀にて有之故、

享保中一度停められし事も有しが、又々もとのごとし。右両祭礼、ねり物に、屋台とて夥しき高欄台のうへに、人形あまたすゑ置、花樹岩石等の形を作り、牛二匹三匹を以て引しむるものは、極めて後来の所為たり。

として、神田明神祭礼の上覧は、元禄年間（一六八八—一七〇四）であるとし、山王・神田両祭は後年豪華になったとしている。さらに『北条五代記』の記事を紹介した後、

『江戸鹿子』に、「九月十八日、神田明神々事能、保生大夫勤、諸人見物す。『事跡合考』に、「明神々事能は、享保の初まで保生大夫凡百年に余り代々これを勤めしが、失脚不足の由とか、辞退して喜多十太夫を頼み、是を勤めしむ。唯一年喜多勤めし已後、永く止たり。今も右能の道具入置土蔵ヶ所、社地に有之を、町中より失脚にて修覆致し来る」といへり。

と『事跡合考』を引いて説明している。そして注として、

古日記を検するに、宝永三年（一七〇六）迄は宝生大夫勤、同五年には喜多七大夫なり。同七年より又宝生つとむ。正徳二年（一七一二）明神祭礼御上覧場近処へ相詰候様被仰出、神事能は此度も又正徳五年も宝生にて、享保三戌（一七一八）九月十八日当喜多十大夫初而勤之。祭礼はいづれの年も十五日にありて、神事能は廿三日或は廿六日などに有て、定日なし。享保三年十月廿日、「神事能入用高、金六百弍両、銀三拾九貫七拾目壹分壹厘、外に大夫へ礼金五拾両之集、小手形弍百五拾四枚、帳面弍冊」と有。又享保七年壬寅九月十五日、「神田明神祭礼、今日相済。……且又神事能之義、当年ハ延引可仕旨仰出」。此後永く相止たり。<sup>71</sup>

とその事情を詳らかにしている。すなわち宝生と喜多が出勤していたが、享保七年あたりを最後に中絶したらしい。この年は昨年四月のお触れの通り、練物の屋台もなく、警護の人数も少なかったと伝える。

## 二 神田明神の信仰と祭礼

こうして江戸において室町時代に江戸城が開設され、町ができてゆき、さらにここで徳川幕府が創設されてゆく過程において、威を振るう将門の悪霊は、新興都市江戸にとって、次第により重要な存在になったはずである。従来の能楽の奉納は、その怨霊鎮撫の為のものでもあり、それは中古以来の御霊信仰と芸能の関係を思わせる。御霊的神に芸能を奉じてこれを慰め、かつその大きなエネルギーを福徳に転じようとするものである。それは江戸時代の神田明神の祭礼において、芸能が盛んに催されたことに受け継がれているであろう。

この将門を祭る神田明神は、もと神田橋のあたりにあった。『江戸砂子』巻三に、

神田社、湯島、社領三十石……産土神 祭神 大巳貴命・平親王霊二座。……「社家伝説」云、人皇四十五代

聖武天皇天平二庚午鎮座。往古は神田みととて一ヶ国に二ヶ所三ヶ所の御田ありて大神宮へ初穂の神供を収む。当国は豊島郡柴崎村にあり。大己貴命は五穀の神なれば其所に多く此の神を祭る也。当国足立郡に神田しん村と云ふあり、これもその類ひならんか。△将門の霊を祭る事は人皇六十一代朱雀帝天慶三庚子二月十四日、平ノ貞盛が矢に中り、藤原秀郷討レ之。その頃将門の弟御厨屋三郎平将頼、武州多磨郡中野の原に出張し、秀郷の子藤原の千晴とたゝかひ、将頼利なくして天慶三年七月七日同国河越におゐて千晴がために死す。中野の古戦場にその猛氣とゞまり、人民をわづらはしむる事年あり、延文の頃（一三五六―六一）一遍上人二代真教坊当所遊行の時、村民此事を憐なげく。その党の長なれば将門の霊を相殿にまつりて神田大明神二座とす。かたはらに草庵を立て柴崎の道場とす。是浅草神田山日輪寺なり。

柴崎村は今の神田橋の辺なり。社の旧地、今酒井家のやしきの所也。今に至りて祭礼の砌は此所にしばらく神輿とゞまり奉幣あり。神職の柴崎氏も此在名也。元和二年丙辰当所にうつる。<sup>(8)</sup>

とある。神田明神は五穀神である大己貴命を祭っていたが、鎌倉時代に多摩郡が自然災害に見舞われ、これが将門の弟将頼霊によるものとされて、時衆の他阿がこれを受け入れて、党の長将門の霊を祭り、時衆の道場としたことで、現在の神田明神の基礎ができたとする。具体的には多摩郡中野の原で将頼が秀郷の子千晴と戦い、川越でこれに討たれてしまい、崇りをなしたのだという。これは『将門記』には見えないことで、武蔵の国に伝わる在地的な将門伝説の一つということになるであろう。村上春樹氏によれば、東京都中野区には、将頼と千晴の戦いによって中野に古戦場が残り、猛氣が留まって人民をわずらわせたという言い伝えがあるという。<sup>(9)</sup>

神田明神の成立に時衆が関与したという点も注目される。但し他阿真教は、元応元年（一三一九）に死去しているから、実際にこれを行ったのは、その弟子達であろうか。この神田橋の明神跡は、現在千代田区大手町一丁目

の首塚として残っている。そして元和二年（一六一六）、駿河台の地、現在の千代田区外神田二丁目に移ったとするものが多い。先の『落穂集』巻二・神田明神の事に、

一 問曰、御入国の節ハ、神田明神の社も御城内に有之たと申ハ、如何御聞候や。答曰、右明神の社の義、御城内に有之たと申にてハ無之、只今の酒井讃岐守殿の上屋敷の所、古来より明神の社地にて、御入国の節ハ、地内に大木共生茂り、其内に宮居有之。毎年九月祭礼の節ハ、件の木立の中に昇を立てならへ、近所の町方より栗柿を初め、種々の売買物を持出し、人立多候に付、殊外にきやかに有之よし、小木曾抔物語り致候也。其後はるか過て、かの辺も御曲輪の内になり、則明神の社之儀も、只今の所へ御引移、右の社地の跡をハ土井大炊頭殿の居屋敷に被下、神田御門矢倉の義も大炊頭殿へ御預被遊候を以、大炊頭殿代より息遠江守殿代に至りても、水車の紋所を附たる幕を張り詰に致し、有之を以我等抔も覚申す也。其節ハ、御門の外の橋をも大炊殿橋と申ふる、と也。右のいわれに付、今以神田祭礼の節ハ件の屋敷表門の前に神輿をり、屋敷の主より馳走の体抔も有之となり。

とあって、神田明神が旧地にあった頃の面影を伝えている。その社地は大木が生い茂っていて、九月の祭礼にはその中に幟を立て並べ、果物などの店が並び、かなりの賑わいを見せていた。徳川家康が江戸に入ってきてからは、江戸城区域が広がり、そのために現在の駿河台に移って来たらしい。その社地跡は、後に土井家に屋敷として与えられ、その後にさらに酒井家の上屋敷となったという。『神代余波』巻下にも、元和二年に柴崎村内の城内神田橋内から駿河台へ移り、柴崎道場は浅草に移って神田山日輪寺となったとある。ただ、『駿河台志』には、

神田明神旧地 神田明神は今一橋御館のうちには有といふ（神田誌に詳なり）。然るに慶長八年（一六〇三）駿河台にうつされしといふは何処にや。又柴崎道場は寛永九年（一六三二）の頃、西福寺西念寺などの在し今の戸田

日向守邸にやと思はる、也。<sup>10)</sup>

とあり、『大日本地名辞書』所引の『文政寺書上』には、天正十九年（一六一四）に移転が行われたとあり、『武陽神田神廟記』には、神田橋の地から駿河台（神田台）の、後に小堀遠江守宗甫の屋敷となった地へ移り、さらに元和二年に現在の赤城台（神田台）移ったというから、その移転についてはいささか経緯があったということであろう。『江戸名所図会』巻一などにも神田明神の旧地についての記事がある。

将門が平貞盛、藤原秀郷らによつて討たれたのち、その首が武蔵の国柴崎村に飛び留まり、崇りをなしたため、これを大己貴命を祭る神田明神に合祀したことは、このほか『神社考詳節』三十三、『本朝通鑑』附録、『東海道名所記』巻二、『江戸雀』巻九、『武江披砂』外編、『江戸名所記』巻一などでも取り上げられていて、広く知られていたわけであるから、謡曲「将門」が作られたのも、自然の成り行きということであろう。この謡曲では、神田社の神となつた将門は、御代をことほぐという善神となっているが、これは『三宝絵』巻中の後代の増補部分に、

又下総国にありし平将門は。これ東国のあしき人也といへども。先世に功德をつくりしむくひにて天王となれり。

天台座主尊意は。あしき法を行て。将門をころせり。この罪によりて。日ことにも、たひた、かひす。

同国天台別院座主そうねむは。先世に将門かをや也。一生仏の寺にすみて。観音をたのみたてまつり。おほくのたうをつくり。心よかりき。此功德によりて。都卒天の内院に生たり。<sup>11)</sup>

とあるような将門観にも通じるものがある。これでは将門を善とし、これを調伏しようとした天台座主尊意を悪とするなど、徹底した将門の靈魂に対する救済ないし英雄化が行われているのである。また将門伝説が天台宗と関わつてなされていることも注目される。将門の子孫にかかわるものとしては、『武徳編年集成』巻十八には、天正七年（一

五七九) 平将門二十九世の子孫相馬長門守の子が下総の国を没落し、浜松に至って御家人となったと伝えている。

そしてこの二柱の神を祭る神田明神は、江戸において、山王日枝神社と並んで、新興都市江戸において、身分を越えて信仰されるようになっていった。大田南畝の『武江披砂』外編・巻一には、

神田大明神は江戸総鎮守の神にて、天平或は延長年中の草創の由申伝へ候、慶長八癸卯年迄神田橋御門の内柴崎村と申候て、浮地に鎮座にて御座候、

権現様御八代の御先祖世良田次郎三郎親氏、松平太郎左衛門後徳阿弥、武州江戸神田御社の神前にて、御開運の御祈祷有之、御通夜の節、御霊夢に梅の折枝御授与有之、此花の数程御子孫を経て後、御開運可有之御霊夢御座候、究て弥御子孫御長久御繁栄の御吉瑞にて御座候、<sup>12)</sup>

とあって、徳川家の繁栄がその先祖の神田明神への祈願によって成就したと述べている。ここにも徳川家と神田明神が深い関わりを持つようになった一端が示されている。『国史大辞典』(吉川弘文館)の「神田神社」の項では、慶長期に社家が熱心に徳川家にはたらきかけ、認められたのであろうとしている。徳川吉宗の晩年時代を記した記録『元文世説雑録』巻九に、元文元年(一七三六)のこととして、

○五月四日

三王神主 樹下民部

神田明神神主 柴崎宮内少輔

右者、五月四日寺社奉行牧野越中守殿へ被<sub>二</sub>招呼<sub>一</sub>、直に被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候者、於<sub>二</sub>西の丸<sub>一</sub>御安産之御祈祷被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、執行可<sub>レ</sub>仕候、御祈祷料被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候、尤御誕生以後御七夜迄、御祓御守可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>付<sub>一</sub>候、<sup>13)</sup>

とあり、大納言徳川家重の室で前権中納言源通条の娘に当たる御部屋様が男子を出産した際、山王日枝神社の神主と神田明神神主柴崎氏がお七夜まで祈禱、御祓いをしたことを記している。両神社ともに徳川氏より篤い信仰が寄せられていたことがわかる。こうして日枝社と神田明神は江戸で相並ぶ重要な神社となっていた<sup>14</sup>。なお神主柴崎氏は将門の子孫であるとされる。

### 三 神田明神の祭礼の変遷

ところで神社が神田橋の所にあつた頃、幟を立て並べ、店を並べて賑わつたという神田明神の祭礼は、移転後どのようになつたのであろうか。

山田桂翁の見聞記『宝暦現来集』巻二に、

○山王神田祭礼年番、寛政三亥年四月十五日、町奉行初鹿野河内守於二役宅一申渡す、

山王神田其外共祭礼之儀、是迄差定候番組之外、ねり物万度等一切停止、附祭りは町にて大神楽一組、外に二組、都合三つと定め、其旨相心得、并警固之者花美之衣類は決て不二相成一候、家主共衣類も、小紋にても紋付にても勝手次第に致し、麻上下は着候て、警固可レ致事、

……………

一 惣て祭礼休年陰祭と唱へ、飭物等致、入用掛り候町々も有レ之由、自今以後右之体之義、一切致間敷事、<sup>15</sup>

とあつて、寛政三年（一七九一）町奉行方から申し渡しがあつて、山王日枝神社と神田明神は、定まつた番組のほか、練り物（練り歩く行列や山車）や万度（灯籠の一種、花などで飾つた）を出すことを一切禁止し、附祭り（山王神社、神田明神の祭礼で、余興の踊りをする屋台）では、各町で大神楽三組までとされた。そして祭の警護の者共の

服装は華美にならぬ事とされ、家主共も麻の袴を着用するようにと申し渡された。おそらく両社の祭礼は、年々華美、贅沢を極めるようになり、町奉行の目に余るようになったのであろう。この年以前の両社の祭の模様については、これに続いて、

但し、此達し無<sup>レ</sup>之前は、祭差出候町毎に、番附之花出し一本、何も附祭と申踊家台、其外練り物万度等を、町々に差出候事故、御定め三十六番之外に、附祭りさまぐの工風もの出候事、数の百も二百も有<sup>レ</sup>之故、朝六ツ時より夜の四ツ時過迄も、町々渡り候故目覚しき事共也、警固衣装も右に准じ、美服心の俣に致し、唐織さまぐの物を着し、美事なる事に有りける、寛政度右被<sup>二</sup>仰渡<sup>一</sup>以後は、祭礼一通りにて、何も心留め候程の花やかなる事なし、予若輩の自分は、何事も右に順ぜしが、今おひ立ものは、格別の楽しみもなく過行なり、

とある。すなわち寛政三年以前は、お定め三十六番のほかに町毎に練り物、万度を差出し、附祭りも様々工夫を凝らして百も二百も出して、夜明けから夜更けまで催していた。警護の衣装も唐織等様々の贅を競っていたという。著者もこの両社の祭礼はたいへん楽しみにしていたようで、今の若い人は気の毒であると述べている。この結果、その後の神田明神の祭礼がたいへんつまらないものになったことは、先の『武江年表』にも見える所で、寛政三年には、山車、太神楽、そして独楽廻し、子供相撲のみであったと記すが、この神田明神の名物太神楽とは、『守貞漫稿』等によると、もと伊勢の代神楽から出た獅子舞で、さらに曲芸を中心となった芸能であり、幕末には江戸では伊勢方十二組があり、寺社奉行に属していた。尾張にもあって、この二つの地において有名であった。<sup>16)</sup>太神楽といひ、独楽廻しといひ、江戸らしい曲芸である。

獅子舞もこの祭礼においては重要なもので、『武江披砂』外編・卷一に、

神田橋御館の中に、明神の旧地なりとて、椎の古木一本あり、其下に印ありしをへ神田橋御門の方に近く、御館

の寅卯の間に存せり、其後寛政四壬子年正月二十五日、社司柴崎美作なるものに仰ことあり、其古跡へ新に社祠を勧請せられ神霊を遷座ましますまで、年毎に正五九の月二十五日は、美作まかりのぼりて奉幣を勧むる事と定まりぬ、

はた御手洗の跡は、社の申酉の方に小池の形残り、……隔年祭礼の時、御館より神馬式匹を牽せらる（附添者礼服、牽人烏帽子白張を着す、其外皆具牽人の粧ひとも神田の社より来る恒例あり）、神輿渡らせ給ふ時、獅子を被むるもの皆館門より振り舞ひ入りて、御玄関の菟道の際にて獅子を合す、……其時獅子より先達て社家なる者二人、菟道の際に伺候してこれをと、む（御玄関の上に目付着座、敷物に徒目付獅子留とて居る事なり、都て祭事にあつかる者は、礼服を着す）、偕獅子に附属せる者は太鼓を打ならし、一同に発声して御門外へ振舞つ、出る（神田橋の御館にならざるの比は此の獅子の舞ひ入る事玄関の上壺歩も舞入る事を時の榮とし、屋敷の主人獅子に向ふといふ、今は禁せられて其の事に不及）、其跡に神輿安座の設けをなす、……

とあつて、寛政四年（一七九二）に神田明神の旧地に新たに社祠が勧請され、そこへ神馬や獅子や神輿が立ち寄るようになったことを記すが、獅子舞はかくのごとくこの祭礼において重要な役割を果たしていたことがわかる。そして寛政三年、四年は神田明神の祭礼にとって、ひとつの転換期であつたことがうかがわれる。

また『宝曆現来集』巻五には、

○神田明神の市は、寛政六年十二月十九日、始めて草物飾物等を開始しが、其頃両三年は買人も売人も市めかず、唯なくさみ人計出て、暮の買物は浅草市に限りしが、夫より日を取替、廿日廿一日此両日を定日としけり、今は浅草市同様に、売人も買人も市の心にぞなりけるか、

ともあり、神田明神の定期市が、浅草の市と同様ににぎわうようになったことを述べている。

神田明神の祭礼は、もとは庶民のみのものであったらしいが、前述のようにこれが元禄元年（一六八八）に將軍の上覽に入れることになったという。『嬉遊笑覽』巻七に、

『事跡合考』に、「山王祭礼は、元和の後、御産土として上覽あり。神田明神祭礼上覽し給ふ事は、元禄中よりの新儀にて有之故、享保中一度停められし事も有しが、又々もとのごとし。

とあったが、その練り物の屋台や傘鉾については、引き続き、『事跡合考』を引用し、

右両祭礼、ねり物に、屋台とて夥しき高欄台のうへに、人形あまたすゑ置、花樹岩石等の形を作り、牛二匹三匹を以て引しむるものは、極めて後來の所為たり。伝馬町、麴町等御入国前よりの町々は出しばかりを用ひて、屋台を渡す事なし。是を以知べし」などいへり。『五元集』鶏句合七十左、「一番の勝を佐久間が吹流し」。判云、「氏の御神の力なれば、勝方一番の祭をつとめ奉る云々」〈大天馬町名主佐久間平八、元禄の後、断絶しぬ〉。『異本洞房語園』、「山王、神田両所の御祭礼に傘鉾を出し、あたご参。汐くみなどは、禿かむろの中にて器量をすぐり、粧ひ出したれば、一きは目立てみえし」。『我古路裳』に云、「やたいといふもの、正徳年中迄あり。其始は、寛永ころよりも有けるにや。大に興あることになりしは、元禄の頃より初たり。享保年中、御停止あり。屋たいといふは、一間に九尺ほどに床を作り、手すり高らんを付て、其内に人形二つ、或は三つすゑて裾に幕をはり、其内にて鳴ものをはやす。後には、二間に三間ほどの大屋たいをしつらい、我勝に大形に成たり」といへり。

とある。両祭礼には行列の中に多くの屋台が出て、これを人形や岩石で飾った。これは享保年中に一旦禁止されたという。享保の改革の影響があったのであろう。神事能の中絶もこれに関連するようである。そして傘鉾が出、愛宕参り、汐汲みといった風情で、器量の良い禿を乗せていたというが、こうしたものもやはり京都の祇園祭の影響を受けたものであろう。今日でも各地の祭礼にはよく見かける趣向である。そしてこれによると、赤坂日枝神社の山王祭り

と神田祭は、あまり本質的には変わらないものと思われる。両祭礼の相違は、神田明神の場合には、神事能があったことであつた。

著者未詳で享和三年（一八〇三）刊の『増補江戸年中行事』九月の項には、

十五日 神田明神祭礼。〈丑・卯・巳・未・酉・亥年かく年也。神主柴崎氏。〉

○江戸大祭礼なり、神輿二社、御大名方より供奉・引馬・長柄等出さるゝ、都て番数四十ばん程、だし・ねり物おびたゞしく出る。<sup>17</sup>

とあり、十九世紀初頭の頃の神田明神の祭礼の規模がうかがわれる。当時もかなり盛大であつたことがわかる。ちなみに山王日枝神社の祭礼については、この『増補江戸年中行事』六月の項には、

十五日 山王権現御祭礼。〈子・寅・辰・午・申・戌の年、隔年なり。〉

○江戸第一の大祭礼なり、だし・ねり物町々より四十三番出る、御大名方より供奉長柄あるひは引馬・警固等成る、法師武者十騎あり、御祭り通り筋往来人止め、二かいより見物を禁ず。

とある。山王日枝権現の祭礼と神田明神のそれとは、毎年交替するように催され、人々を楽しませていたのである。

こうして神田明神の祭礼は、山王日枝神社のそれとともに、江戸の庶民を熱狂させるものであつたが、その中で将門がどのように意識されていたか、あるいはその意識が薄らいでしまったかが、テーマとなるであろう。歌舞伎の世界では、江戸市村座の作者であつた壕越二三次の作に「将門装束榎」がある。また歌舞伎に宝田寿輔作の『世善知鳥相馬旧殿』（天保七年（一八一六）江戸市村座初演）が知られている。大詰の「忍夜恋曲者」（「将門」）が有名である。これは将門の娘滝夜叉姫が鳥原の傾城如月に化け、将門の余党詮索にきた源頼信の臣下大宅太郎光圀を誘

惑し、味方に引き入れようとするが、正体を見破られて、立ち回りとなるというものである。能に多く見られる後日談的構想を持っている。こうしたものによっても江戸での将門観を知ることではできずであろう。将門の怨霊の延長がある。祭礼における将門の意味は明らかではないが、将門の存在が祭に大きなエネルギーを与えていることは、想像できるのであろう。今日の神田祭にも将門塚保存会から独特の形を持った神輿が出されている。

能との関係では、『東都歳時記』に翁、和布苜龍神、熊坂、僧正坊牛若、狸々、三条小鍛冶小狐などの人形を載せた花車が出るとあるが、これも能楽からの直接の影響というよりは、祇園祭の山鉦の影響である。現在隔年の五月に行われる神田祭では、魚河岸会から加茂能人形山車が出ている。これは能「賀茂」の後シテである別雷の神の人形で、水神祭の意味を持つようである。往古はさらに花車に添えて出す附祭りには、踊りなどがあつた。こうして神田祭は最初能楽を伴ったが、次第に町人階級好みの祭へと変貌してゆく。その中で神事能が失われたのは、偶然性もあるように思われるが、また神田祭が山王日枝神社の祭礼に同化する形で、庶民の祭として成熟していったためとも考えられる。今日でも将門は人気のある対象で、加門七海氏の『平将門魔方阵』（河出文庫、平成八年）などが現代人の将門観を示している。

## 注

- (1) 謡曲叢書第三卷による。
- (2) 表 章「能の変貌―演目の変遷を通して―」（『中世文学』第三十五号、平成二年六月）
- (3) 以下、改定史籍集覧第十冊による。
- (4) 神道大系・神社編十七・武蔵国による。

- (5) 新訂増補史籍集覧第六冊による。
- (6) 『平将門伝説』第一章平将門伝説の内容と成立、七鉄身伝説
- (7) 以下、岩波文庫による。日本随筆大成新装版別巻にも『嬉遊笑覧』があるが、岩波文庫本とは記事の相違がある。
- (8) 小池章太郎編『江戸砂子』（東京堂出版、昭和五十一年）による。
- (9) 注(6)の書、第三章平将門伝説の分布、東京都中野区
- (10) 『燕石十種』（東出版、昭和五十一年）による。
- (11) 大日本仏教全書九十巻による
- (12) 以下、蜀山人全集第一巻（日本図書センター）による。
- (13) 続日本随筆大成別巻1による。
- (14) 『天下祭』（東京市役所、昭和十四年）
- (15) 以下、続日本随筆大成別巻6による。
- (16) 河竹繁俊監修『芸能辞典』東京堂出版
- (17) 以下、続日本随筆大成別巻11による。